



# 埼玉県報

号 外 第 8 号  
平 成 2 5 年 3 月 3 0 日  
土 曜 日

## 目 次

### 条例

- [埼玉県税条例の一部を改正する条例のあらまし\(税務課\)](#)
- [埼玉県税条例の一部を改正する条例\(税務課\)](#)

### 規則

- [埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則\(税務課\)](#)

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県税条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三十号）（税務課）

### 一 趣旨

地方税法の一部改正に伴い、サービス付き高齢者向け住宅用土地を取得した場合、不動産取得税について減額する特例措置の適用期限を延長するほか、必要な規定の整備を行う。

### 二 内容

#### (一) 不動産取得税

サービス付き高齢者向け住宅用土地を取得した場合、不動産取得税について減額する特例措置の適用期限を平成二十七年三月三十一日まで延長する。

#### (二) 自動車取得税

車両総重量が五トンを超える乗用車又はバス（立席のないものに限る。）であつて、初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成二十七年三月三十一日（車両総重量が十二トンを超えるものは、平成二十六年十月三十一日）までに行われたときに限り、取得価額から三百五十万円を控除する特例措置を講ずる。

#### (三) 狩猟税

対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率を二分の一とする特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

#### (四) その他

その他所要の規定の整備を行う。

### 三 施行期日

平成二十五年四月一日

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第二十号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第九項中、「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第九十八号）附則第九条第一項又は第十一条の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）第十一条第一項第七号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業を含む。）」を削る。

附則第十三条中、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の四第七項中「次に掲げるトラック」を「次に掲げる自動車」に改め、「第一号」の下に「に掲げる自動車のうち車両総重量が十二トンを超えるもの、第二号」を加え、「第二号」を「第三号」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）」を「制動装置保安基準」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 車両総重量が五トンを超える乗用車（施行規則で定めるものに限る。）又はバス（施行規則で定めるものに限る。）であつて、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十五年一月二十七日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号及び第三号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則で定めるものに適合するもの

附則第二十五条中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第十三条の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

3 改正後の条例附則第十八条の四第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

# 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 埼玉県規則第四十五号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号の表音声機能又は言語機能の障害の項中「こつ頭」を「喉頭」に改め、同表じん臓機能障害の項中「じん臓」を「腎臓」に改め、同条第一項第二号の表音声機能又は言語機能の障害の項中「こつ頭」を「喉頭」に改め、同表じん臓機能障害の項中「じん臓」を「腎臓」に改め、同条第二項第二号中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に、「第一条第三号」を「第一条の二第三号」に改める。

別記様式第二十一号中

控除税額	円	あん分率 (A) / (C)	
県民税調定額			円

課税	税	標準	準		額	
			長期	短期	円	円
分離譲渡	円	分離譲渡	円	円	左に対応	
所得等以外		所得等分	円	円	する件数	
上に対応する		株式等	円	円		
納税義務者数	人	先物取引				

等						
	円	県民税調定額	円	あん分率 (A) / (C)		

--	--	--	--	--	--	--

「あて先」を「宛先」に改め、同様式の注意4中「控除税額」、「あん分率」を「按分率」に改め、同様式の注意5を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。